

ごみ散乱防止ネット等購入費の助成手続き

1 制度の概要

(1) 目的

ごみ散乱防止ネット等の使用により地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進することで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。

(2) 助成対象

市に届出をしたごみ集積所で使用するごみの散乱及び飛散を防止するために使用する以下のもの

① ごみの散乱を防止するための網及び散乱を防止するための備品（重り）

※重りとはチェーン、ブロック、金属棒等（結束バンドなどは対象外）

② 折り畳み式ネットボックス

※1集積所につき①と②いずれかのみ助成とする。

(3) 折り畳み式ネットボックスの助成要件

①ごみの周囲及び上部を囲うために用いる耐久性のある箱型（蓋つきのネットボックス）の形状のもので、簡易に組み立て及び折りたたみができるもの

②周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるもの

③市販のネットボックスであること

※収集後は折りたたんで、適正に管理することが助成要件になります。不適正排出による残置物が発生すると折りたたむことができなくなりますので、排出マナーを守ってご利用ください。

(4) 助成対象外

①集積所を清掃するための箒や広報用の看板等、ごみの散乱防止に直接関係しないもの

②備品等の単体での申請

③折り畳み式でないボックスや蓋がついていないもの

④オークション、個人売買で購入したもの、自作のもの、中古品

⑤過去3年間にこの制度を利用したごみ集積所

(5) 助成対象者

ごみ集積所を使用する町内会等の代表者

※市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織又は集積所の維持管理を行っている福島市衛生団体連合会加入の団体としますが、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っていると認められる組織も含みます。

※アパート管理会社等は対象外となります。

(6) 助成額

- ①ネット及び備品は購入価格^{※1}（消費税含む）の2分の1で、
集積所1箇所につき 3,000円を限度（100円未満は切捨て）
②折り畳み式ネットボックスは購入価格^{※1}（消費税含む）の2分の1で、
集積所1箇所につき 20,000円を限度（100円未満は切捨て）

※1 「購入価格」とは？

消費税を含む商品の本体価格のみを指し、クーポンや電子ポイントなどを利用した場合は値引き後の額となります。また、本体価格とは別に計上される送料・梱包代などは対象外となります。

計算例

商品（ネット、チェーン）	小計	4,000円
消費税(10%)		400円
送料		500円（対象外）
クーポン値引き		△500円
電子ポイント利用		△500円
支払額計		3,900円・・・①
ネット等購入額		3,400円・・・②=①-500円（送料は対象外）
助成額		1,700円・・・③=②×1/2（3,000円限度）

2 申請受付期間

4月1日から2月末日まで*

*4月1日、2月末日が土曜日又は日曜日のときは、次の平日となります。

*申請受付期間内であっても、当該年度の予算の上限に達した場合は受付終了となります。

3 申請受付場所

市役所5Fごみ政策課、各支所

*オンライン申請の場合は市ホームページを参照願います。



市ホームページはこちら↑

4 申請方法

- (1) ごみ散乱防止ネット等を販売店等から購入し領収証を受け取る。

*助成対象が不明な場合は、購入前にごみ政策課までご相談ください。

- (2) 購入したごみ散乱防止ネット等をごみ集積所に設置し写真を撮る。ごみの散乱防止のための重りも購入した場合は、購入した重りを設置した後の写真も撮る。（全体の写真と購入した重りの使用状況がわかる写真）

(3) ごみ政策課、又は各支所で申請手続きを行う。

※オンライン申請の場合は市ホームページを参照願います。

申請にあたっては、下記の必要書類等を準備してください。

申請書兼請求書の用紙は、ごみ政策課、各支所、市ホームページにあります。

(必要書類等)

① 申請書兼請求書

② 領収書（写しでも可）…購入年月日（購入から1年以内）、宛名（町内会などの申請する団体名。個人名不可）、品名の記載（例「ごみ散乱防止ネット代として」）があるもの。レシートのみは不可です。

※まとめて複数のごみ集積所の申請をする場合は、任意の様式で構いませんので、

ごみ集積所毎の内訳（単価や枚数、重りの使用等）を添えて提出していただく必要があります。

※折り畳み式ネットボックスは令和6年4月1日以降に購入されたものであること。

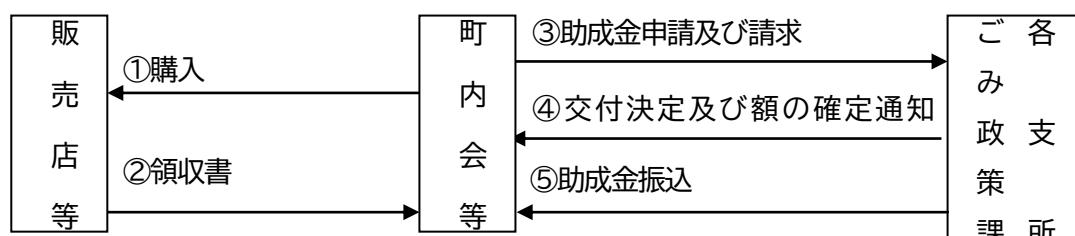
③ 集積所の位置図 購入したごみ散乱防止ネットの設置場所がわかるもの。

④ 現況写真 購入したごみ散乱防止ネットを設置した後の写真。ごみ散乱防止のための重りも購入した場合は、購入した重りを設置した後の写真も添付。（全体の写真と購入した重りの使用状況がわかる写真）。

⑤ 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し…金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が必要。

⑥ はんこ…申請者のもの。シャチハタは不可。

5 助成手続きの流れ



(助成金振込の目安)

申請月日	振込予定期	申請月日	振込予定期
4月10日まで	5月下旬	10月10日まで	11月下旬
5月10日まで	6月下旬	11月10日まで	12月下旬
6月10日まで	7月下旬	12月10日まで	1月下旬
7月10日まで	8月下旬	1月10日まで	2月下旬
8月10日まで	9月下旬	2月末日まで	3月下旬
9月10日まで	10月下旬		

※申請内容を審査し、助成金の交付決定の通知後、上記日程で振込を予定しております。

振込日程は変更となる場合があります。

※毎月の締め日が土日祝に当たっている場合、前の平日が締め日となります。

- 申請手続きは・・・福島市役所ごみ政策課、各支所へ
- お問い合わせは・・・福島市役所ごみ政策課（福島市五老内町3-1）
電話 525-3744（直通）